

デジタル採点システムを活用した業務改善事業 賃貸借契約仕様書

兵庫県教育委員会

1 賃貸借契約業務名

デジタル採点システムを活用した業務改善事業業務

2 事業目的

教職員のワークライフ・バランスを実現するため、校内で実施する定期考査等の採点に、デジタル採点システムを導入することで、県立学校における教員の負担軽減を推進する。

3 賃貸借期間

令和2年7月1日（水）から令和7年3月31日（月）

4 採点システム使用校

兵庫県教育委員会(以下「甲」という。)による「デジタル採点システムを活用した業務改善事業」を実施する全県立高等学校（全日制・定時制（通信制）併置校は、併せて1校とする。）及び県立芦屋国際中等教育学校の合計136校

5 採点システム仕様

(1) システム内容

- ・全使用校が利用可能なライセンスを付与。
- ・専用の用紙ではなく、既存のコピー用紙等の普通紙を解答用紙に使用できる。
- ・解答用紙のスキャン等を行い、採点対象となる領域の設定ができる。
- ・記号問題については、手書き文字を認識し、自動採点することができる。
- ・記述式問題についても、問題単位に一覧で表示するなどの負担軽減が図れる。
- ・部分配点が可能。
- ・分類や分野ごとの得点集計が行える。
- ・マークカード式解答用紙の採点にも対応する。
- ・個人成績表、度数分布表、問題別正答率識別指数表などの分析帳票出力が可能。

- ・ペーパーレスによるテスト返却や、分析帳票出力の管理ができる。

(2) 保守・管理

- ・研修会等を実施し、各学校が採点システムを使用するに当たって支援を行う。
- ・ヘルプデスク等を設置し、学校でトラブル等が発生した際に、電話、メール等で相談に応じる。
- ・システムに不具合が生じた際は速やかに対応し、バージョンアップの際には各校のシステムを最新版にアップグレードする。

6 その他留意事項

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守する。
- (2) 乙は、故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、法律に規定された事業者としての全ての責任を負うものとする。
- (4) 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 乙は、受託業務を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。但し、業務の一部について、相当の理由があり、甲の承認を得て行う場合はこの限りではない。
- (6) 甲は、賃貸借契約に要する経費（以下「契約費」という。）を負担するものとし、乙は、それ以外に要する経費を負担すること。なお、上記業務内容に要する費用はすべて契約費に含むこと。
- (7) 乙は、本仕様書に定められた内容に対する疑義及び本仕様書に明示されていない事項については、甲と十分協議の上、適切に業務を遂行するものとする。